

改正	平成16年2月1日	平成17年4月1日
	平成21年4月1日	平成24年12月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成30年4月1日	令和2年4月1日
	令和5年4月1日	令和8年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、獨協医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）第25条第1項の規定に基づき、獨協医科大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）における博士（医学）の学位の申請及び審査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(満期退学及び在学継続の扱い)

第2条 医学研究科博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得したが学位論文未提出で、在学継続の意思のない者は、満期退学の扱いとする。

2 在学の継続を希望するときは、在学継続願を提出し、獨協医科大学大学院医学研究科教授会（以下「医学研究科教授会」という。）の許可を得なければならない。ただし、在学の延長は1学年度ごと、又は4月若しくは10月を起点として半年ごととする。

(乙号申請者の資格)

第3条 乙号申請者は、原則として次の経歴を有する者でなければならない。

卒業（修了）した学部（課程）		卒業（修了）後の経過年数	医学研究歴年数	備考
医学部・歯学部・獣医学部（6年制）		5年以上 7年以上	5年以上 5年以上	基礎系 臨床系
上記以外の	学部	9年以上	8年以上	
	修士	7年以上	6年以上	
	博士	4年以上	5年以上	

2 前項の医学研究歴は、次の各号の期間の一部若しくは全部、又はそれらの合算によることができる。

(1) 本学の専任教職員又は研究生として本学において医学研究に従事した期間

(2) 本学大学院医学研究科に在学した期間

(乙号申請者に対する外国語の試問の方法)

第4条 学位規程第16条第2項の外国語の試問は、別に定める統一試験によって実施するものとし、乙号申請者は、学位申請に際しては、あらかじめ当該試験に合格していなければならない。

(甲号申請者の学位申請期限)

第5条 甲号申請者の学位申請期限は、原則として5月及び11月の末日（休日のときはその前日）とする。

(乙号申請者の学位申請期限)

第6条 乙号申請者の学位申請期限は、原則として5月及び10月の末日（休日のときはその前日）とする。

(学位申請に必要な書類)

第7条 学位申請に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 学位論文審査願（甲号申請者）（様式3） 1通

学位申請書（乙号申請者）（様式4） 1通

(2) 主論文 60部

(3) 副論文（2編） 各7部

(4) 論文目録（様式5）（論文題名が外国語の場合は邦訳を付すこと） 1通

- (5) 主論文要旨(2000字程度)(様式6) 1通
 - (6) 履歴書(様式7・8) 1通
 - (7) 戸籍抄本 1通
 - (8) 最終学校卒業証明書(乙号申請者のみ) 1通
 - (9) 研究歴証明書(乙号申請者のみ)(様式9) 1通
 - (10) 推薦書(乙号申請者のみ)(様式10) 1通
 - (11) 外国語試験合格証(乙号申請者のみ) 1通
 - (12) リポジトリ登録及びインターネット公表における申請書(様式11) 1通
 - (13) 共著者による同意書(リポジトリ登録及びインターネット公表用)(該当の場合のみ)(様式12) 1通
 - (14) 理由書(該当の場合のみ)(様式13) 1通
 - (15) 同意書(学位申請用)(該当の場合のみ)(様式14)
 - (16) 掲載証明書(該当の場合のみ)
 - (17) 誓約書2種類 各1通
- (審査料)

第8条 審査料は、次の各号に定める金額とする。

- (1) 甲号申請者の審査料 10万円
- (2) 乙号申請者の審査料
専任教職員(連携病院への派遣者を含む。) 230万円
研究生 240万円

(学位論文)

第9条 主論文は原則として英文とし、単著、共著を問わないものとする。ただし、主論文が共著の場合は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 申請者が著者順位第1位であること。
 - (2) 著者数に応じた共同研究を必要とする学問的内容を有する論文であると医学研究科教授会が認めたものであること。
 - (3) 著者数が5名を超える論文については、その著者数を必要とした理由書(様式13)があること。
 - (4) 共著者の同意書(様式12、様式14)があること。
- 2 前項の主論文は、原則として必要な生命倫理審査(動物実験、組換えDNA実験を含む。)を受け承認された研究に基づくものでなければならない。
- 3 第1項の主論文は、専門学会誌又はこれに準ずる学術誌等に掲載済又は掲載予定が確定しているものに限る。ただし、掲載予定のものは掲載証明書を添付しなければならない。
- 4 主論文は、第1項に基づいた論文を中心に作成した単著の総説論文(thesis)をもって代えることができる。
- 5 第1項の主論文は、本学における医学研究に基づき作成されていることを原則とする。
- 6 乙号申請に係る、第1項の主論文は、学術誌等に受理された日から3年以内のものに限る。

(学位論文審査委員会の副査の選任)

第10条 医学研究科各専攻の指導教授以外の教授が主査であるときは、当該学位論文審査委員会の副査のうち少なくとも1名は、医学研究科各専攻の指導教授でなければならない。

(学位論文発表会の開催)

第11条 学位論文審査委員会は、学位論文の審査に先立ち、当該学位論文について、公開の発表会を開催するものとする。

(補則)

第12条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、医学研究科教授会が定める。

(細則の改廃)

第13条 この細則の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則(平成11年 細則第4号)

- 1 この細則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成12年4月1日から適用する。

- 2 この細則の施行の際、現に大学院に在学している学生については、改正後の第8条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（平成16年 細則第1号）
この細則は、平成16年2月1日から施行する。
- 附 則（平成17年 細則第3号）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則（平成21年 細則第2号）
この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則（平成24年 細則第5号）
この細則は、平成24年12月1日から施行する。
- 附 則（平成27年 細則第11号）
この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則（平成28年 細則第3号）
この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則（平成29年 細則第10号）
この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則（令和元年 細則第5号）
この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則（令和2年 細則第1号）
- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（令和5年 細則第6号）
- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条、第8条及び第9条については、令和6年4月1日から適用し、令和6年3月31日までは、なお従前の例による。
- 附 則（令和8年 細則第8号）
この細則は、令和8年4月1日から施行する。

様式（省略）